

# 高病原性鳥インフルエンザ、 豚熱及びアフリカ豚熱の発生状況等について

令和4年1月  
農林水産省

# 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況①

令和4年1月19日 5時00分現在

事例数：14事例（防疫措置対象：16農場 約100.6万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)					
発生場所			発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		措置完了日(0日目)		清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	
						10日目					
						防疫措置(殺処分、消毒等) 開始	完了				
①	秋田 1	養鶏場 (秋田県横手市)	令和3年 11月10日	約14.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月9日	11月10日 2時00分	11月20日 11時30分	— ※対象農場なし	12月1日 0時00分	12月12日 0時00分	自
②	鹿児島 1	養鶏場 (鹿児島県出水市)	令和3年 11月13日	約3.9万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月12日	11月13日 5時00分	11月16日 0時00分	12月2日 終了	12月2日 11時00分	12月8日 0時00分	
③	鹿児島 2	養鶏場 (鹿児島県出水市)	令和3年 11月15日	約9,200羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月15日 (持ち回り)	11月15日 11時30分	11月16日 20時00分	12月2日 終了	12月2日 11時00分	12月8日 0時00分	
④	兵庫 1	養鶏場 (兵庫県姫路市)	令和3年 11月17日	約15.5万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月17日	11月17日 9時00分	11月22日 8時00分	— ※対象農場なし	12月3日 0時00分	12月14日 0時00分	自
⑤	熊本 1	養鶏場 (熊本県南関町)	令和3年 12月3日	約6.7万羽 (肉用鶏・平飼い)	12月2日	12月3日 4時00分	12月5日 10時00分	12月20日 終了	12月21日 0時00分	12月27日 0時00分	
⑥	千葉 1	鴨場 (千葉県市川市)	令和3年 12月5日	約340羽 (あひる(あいがも))	12月5日 (持ち回り)	12月5日 5時00分	12月5日 11時00分	— ※対象農場なし	12月16日 0時00分	12月27日 0時00分	
⑦	埼玉 1	養鶏場 (埼玉県美里町)	令和3年 12月7日	約1.7万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月6日	12月7日 3時00分	12月11日 13時00分	12月27日 終了	12月27日 10時00分	1月2日 0時00分	
⑧	広島 1	養鶏場 (広島県福山市)	令和3年 12月7日	約3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月7日 (持ち回り)	12月7日 6時00分	12月12日 14時00分	— ※対象農場なし	12月23日 0時00分	1月3日 0時00分	
⑨	青森 1	養鶏場 (青森県三戸町)	令和3年 12月12日	約7,000羽 (肉用種鶏・平飼い)	12月12日 (持ち回り)	12月12日 10時00分	12月14日 11時00分	12月29日 終了	12月29日 16時00分	1月5日 0時00分	
⑩	愛媛 1	養鶏場 (愛媛県西条市)	令和3年 12月31日	約13万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月30日	12月31日 03時30分	1月18日 18時00分	— ※対象農場なし	—	—	
⑪	愛媛 2	養鶏場 (愛媛県西条市)	令和4年 1月4日	約8.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月4日 (持ち回り)	1月4日 16時00分	1月18日 18時00分	— ※対象農場なし	—	—	自
⑫	愛媛 3	養鶏場 (愛媛県西条市)	令和4年 1月4日	約14.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)		1月4日 16時00分	1月18日 18時00分	— ※対象農場なし	—	—	自
⑫' (関連)	愛媛 3'	養鶏場 (愛媛県今治市)	—	約6,000羽 (採卵鶏)		1月4日 16時00分	1月18日 18時00分	— ※対象農場なし	—	—	
⑬	鹿児島 3	養鶏場 (鹿児島県長島町)	令和4年 1月13日	約5.4万羽 (肉用鶏・平飼い)	1月13日 (持ち回り)	1月13日 6時00分	1月16日 1時00分	—	—	—	
⑬' (関連)	鹿児島 3'	養鶏場 (鹿児島県長島町)	—	約5.7万羽 (肉用鶏)		1月13日 6時00分	1月16日 1時00分	—	—	—	
⑭	千葉 2	養鶏場 (千葉県八街市)	令和4年 1月19日	約6.6万羽 (肉用鶏・平飼い)	1月19日 (持ち回り)	1月19日 5時00分	—	—	—	—	

※ H5N1型 H5N8型

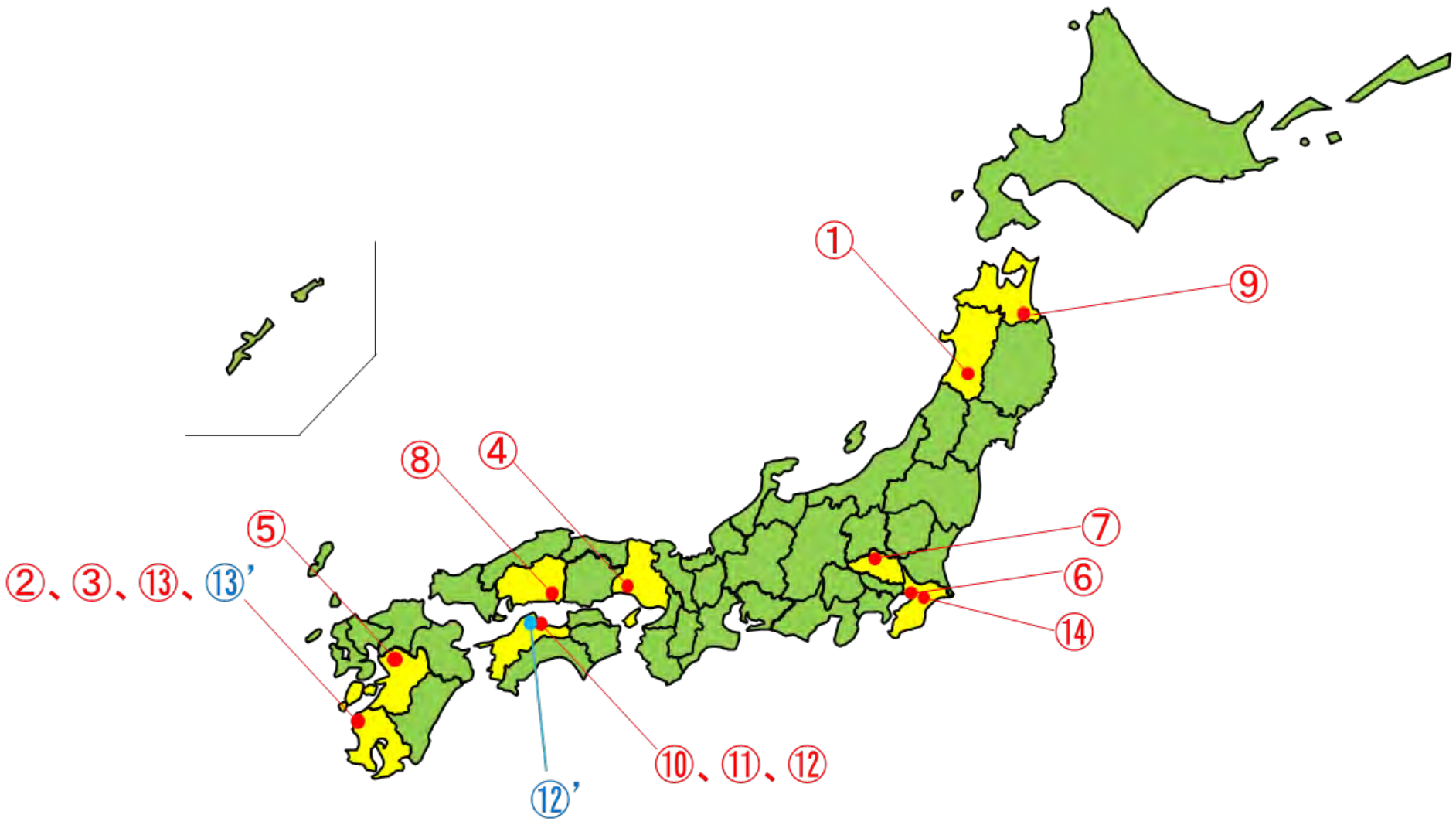
※1 疑似患畜と確認した日

※2 飼養羽数は疑似患畜確認時の羽数

※3 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。

ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。

※4 ④ は自衛隊の派遣要請を行った事例。



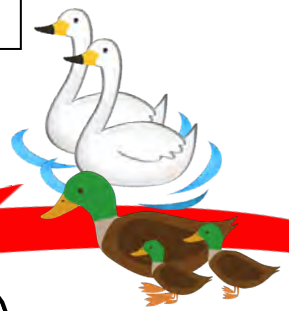
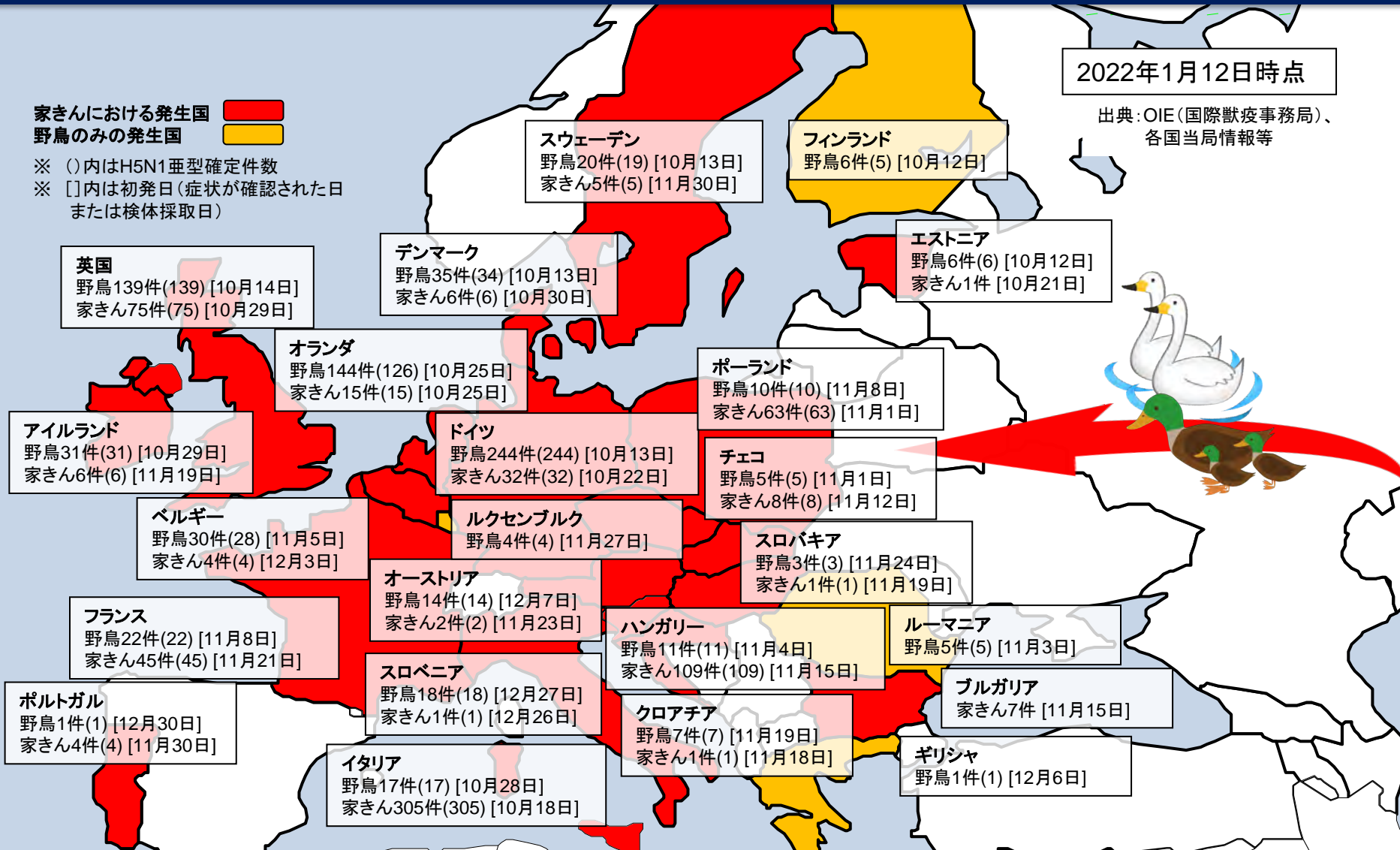
# 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2021年10月以降）

2022年1月12日時点

出典：OIE（国際獣疫事務局）、  
各国当局情報等

家きんにおける発生国 ■  
野鳥のみの発生国 ■

※ ( )内はH5N1亜型確定件数  
※ [ ]内は初発日（症状が確認された日  
または検体採取日）



【今シーズンの発生に関するFAO（国連食糧農業機関）の見解】  
 ヨーロッパ西部で渡り鳥にH5亜型のHPAIが確認されており、渡り鳥の飛行ルート上にある国では侵入リスクが高い。  
 9月中旬にロシア南東部の野鳥からH5N1 HPAIが検出されたのを皮切りに、ウイルスが西方に移動していることが報告されている。

【今シーズンの発生に関するEC（欧州委員会）の見解】  
 夏にロシアのカザフスタン国境付近の野鳥及び家きんにおいてH5N1 HPAIが発生。  
 9月末にチェコで確認されたH5N1ウイルスは、今年の春から夏に欧州で確認されたH5N1ウイルスとは異なる遺伝子型であった。

# 韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2021年10月以降)

2022年1月15日時点  
農林水産省動物衛生課

出典: 韓国農林畜産食品部  
※日付は発生日または検体採取日(韓国当局情報に基づく)  
※1 韓国当局が初発日を11.9から11.8に修正したことを受けて修正

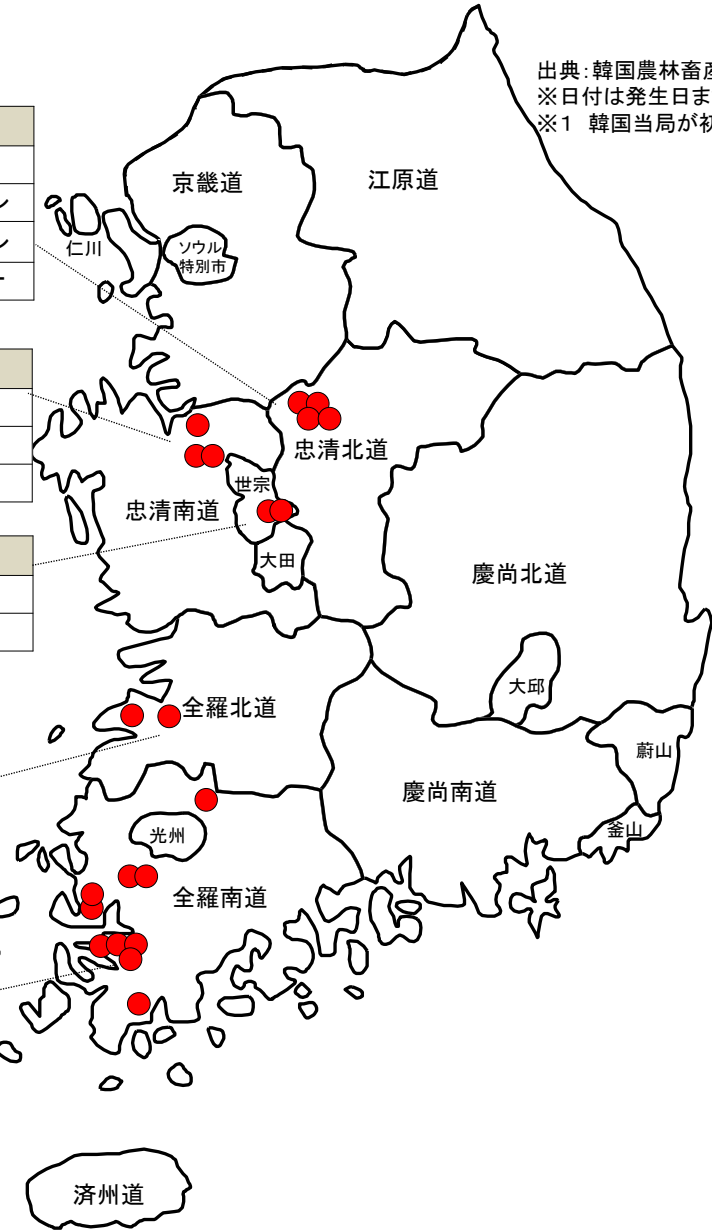
忠清北道			
2021.11.8※1	陰城郡	H5N1	ウズラ
2021.11.9	陰城郡	H5N1	肉用アヒル
2021.11.14	陰城郡	H5N1	肉用アヒル
2021.11.19	陰城郡	H5N1	ブロイラー

忠清南道			
2021.12.3	天安市	H5N1	産卵鶏
2021.12.11	天安市	H5N1	産卵鶏
2021.12.14	牙山市	H5N1	産卵鶏

世宗特別自治市			
2021.12.16		H5N1	産卵鶏
2021.12.23		H5N1	産卵鶏

全羅北道			
2021.12.27	扶安郡	H5N1	種アヒル
2022.1.6	井邑市	H5N1	種アヒル

全羅南道			
2021.11.11	羅州市	H5N1	肉用アヒル
2021.11.16	康津郡	H5N1	種アヒル
2021.11.17	羅州市	H5N1	肉用アヒル
2021.11.22	潭陽郡	H5N1	肉用アヒル
2021.12.5	霊岩郡	H5N1	産卵鶏
2021.12.13	務安郡	H5N1	肉用アヒル
2021.12.15	霊岩郡	H5N1	種アヒル
2021.12.20	霊岩郡	H5N1	ブロイラー
2021.12.29	務安郡	H5N1	肉用アヒル
確認中*	霊岩郡	H5N1	肉用アヒル



家きんでの発生: 21件		
内訳	肉用アヒル	8件
	種アヒル	4件
	産卵鶏	6件
	ブロイラー	2件
	ウズラ	1件

● : 発生地点

\*確定プレス日は2022.1.15

## 飼養衛生管理基準の改正への対応状況

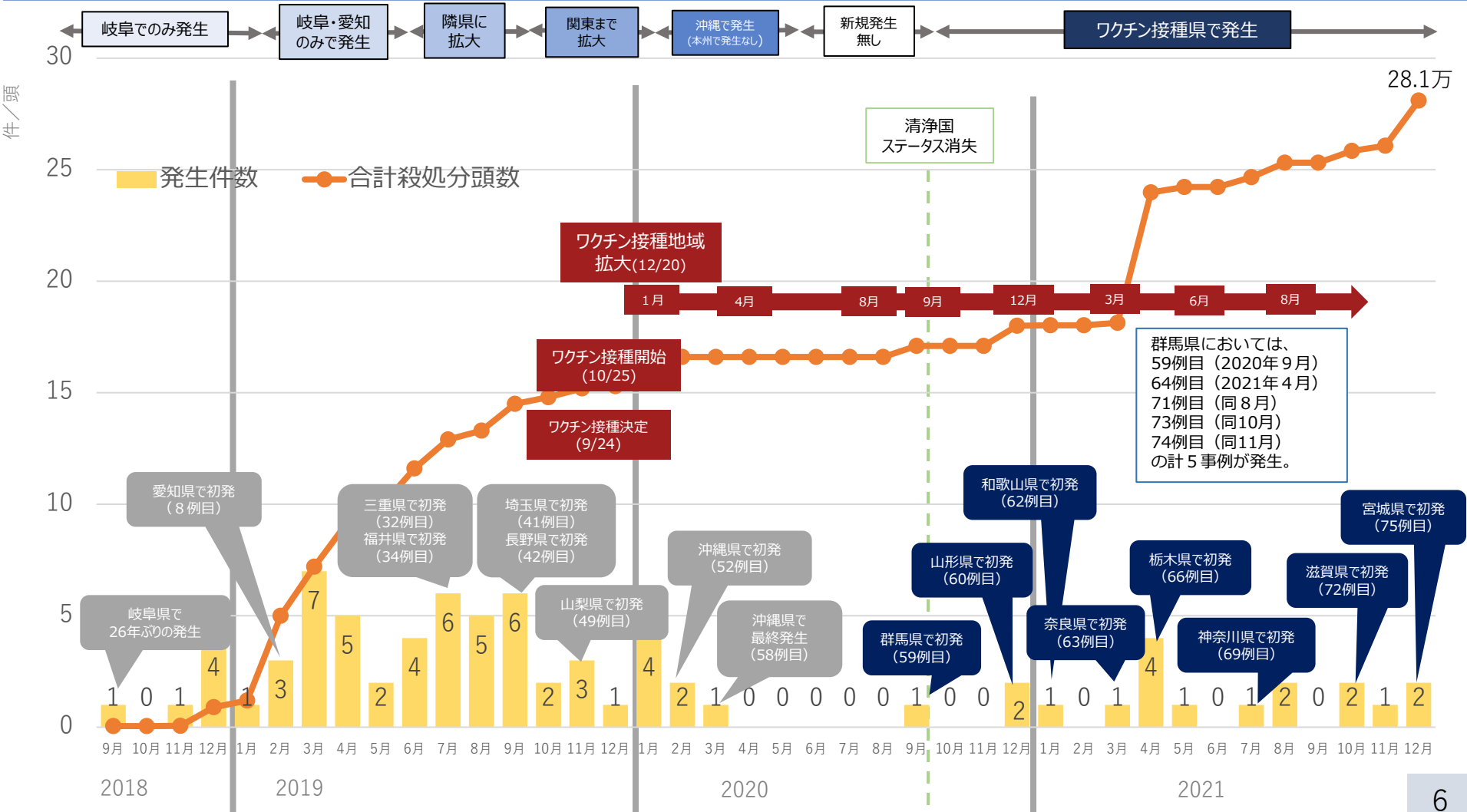
(大規模農場における対応計画の策定及び飼養衛生管理者の配置)

- 令和2年度シーズンにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生件数が過去最大となったこと等を踏まえ、飼養衛生管理基準等を改正し、令和3年10月1日から順次施行。
- 令和3年10月1日までに対応を求めているものについては、**全ての農場で対応済み**。

	家きん			豚		牛
	採卵鶏 50万羽以上 肉用鶏 20万羽以上	採卵鶏 20万羽～50万羽	採卵鶏 10万羽～20万羽 肉用鶏 10万羽～20万羽	1万頭以上	3千頭～1万頭	200頭又は3千頭 以上
畜舎ごとの飼養 衛生管理者の配置	R3.10.1施行	R3.10.1施行	R3.10.1施行	R3.10.1施行	R3.10.1施行	R4.10.1施行
	採卵鶏 57戸 肉用鶏 40戸	741戸		843戸		取組中
伝染病の発生に 備えた対応計画 (埋却等の準備措置を 含む)	R3.10.1まで に策定	R4.10.1まで に策定	取組中	R5.4.1まで に策定	取組中	取組中
	採卵鶏 57戸 肉用鶏 40戸					

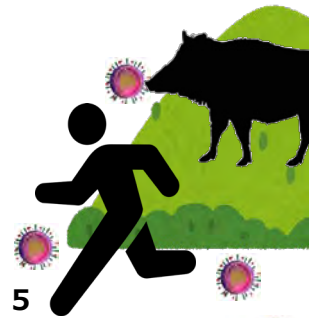
# 豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県及び宮城県の**16県**で**計76事例**発生し、これまでに**約28.1万頭**を殺処分。
- **2019年9月24日にワクチン接種を決定**、10月15日に防疫指針を改訂、**10月25日からワクチン接種開始**。
- **2020年9月3日**にOIE（国際獣疫事務局）が認定する**豚熱の清浄国ステータスを消失**。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県といった**ワクチン接種県**においても**発生**。

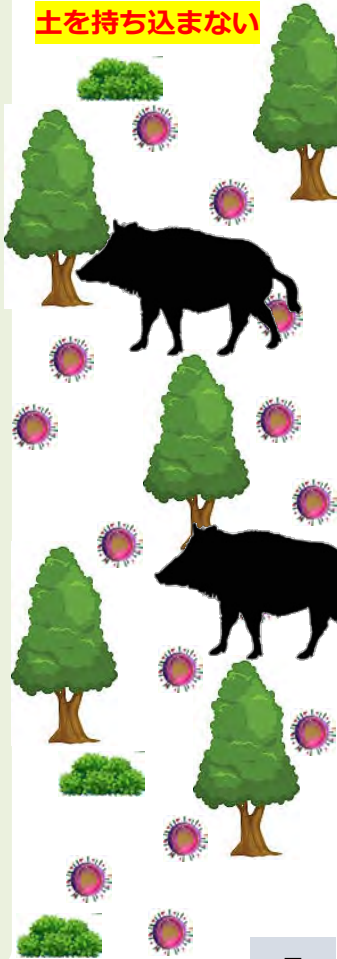
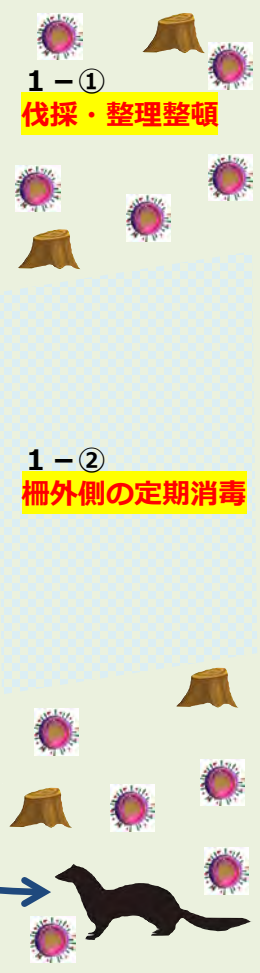


# 豚熱感染のしし生息エリアの養豚場における衛生対策のポイント

1. 農場周囲の消毒等
  - ① 農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林などのししが隠れる場所の伐採・整理整頓
  - ② 柵外側の定期的な消毒等により農場にいのしし・ウイルスを近づけない
  - ③ 農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒
2. 離乳舎における衛生管理
  - (1) 畜舎内用の①長靴の履き替え②衣服の更衣、③畜舎立入り時の手指消毒、④畜舎に持ち込む資材の消毒
  - (2) 畜舎ネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕
3. 消毒液濃度及び交換頻度
4. 知事認定獣医師の教育
5. 山林等に入った際の注意



5 土を持ち込まない





# 経口ワクチン散布に係る現状と今後の推進方向

## 経口ワクチン散布の効果

### 【豚熱陽性率の変化】

早い時期から経口ワクチン散布を実施している岐阜県、愛知県等、中心部の県では野生イノシシの豚熱陽性率が低下。

一方、取組期間が短く、散布量が少ない東西の辺縁部の府県ほど陽性率が高い傾向となり、散布効果を確認。



## 今後の散布の考え方

### 【感染状況に応じた散布】

散布量の偏重を是正し、発生ピークを経過した中心部は再侵入を防止し、まん延の最前線である辺縁部はまん延スピードを弱め、九州への侵入等を防止。

豚熱感染野生イノシシの発見地点のプロット図（令和3年12月15日時点）

最近のサーベイランス検査の結果では、東北（宮城県、山形県）、近畿（兵庫県、和歌山県）では陽性個体の割合が高いが、岐阜県、愛知県等での陽性個体は稀となっている。

最近（2021年7月～11月）の野生イノシシサーベイランス検査の結果

	検査頭数	PCR陰性	PCR陽性	PCR陽性割合
宮城県	252	185	67	26.6%
山形県	190	127	63	33.2%
長野県	593	592	1	0.2%
岐阜県	1105	1097	8	0.7%
愛知県	629	628	1	0.2%
兵庫県	222	188	34	15.3%
和歌山県	112	78	34	30.4%

豚熱感染野生イノシシ発見地点（累積）



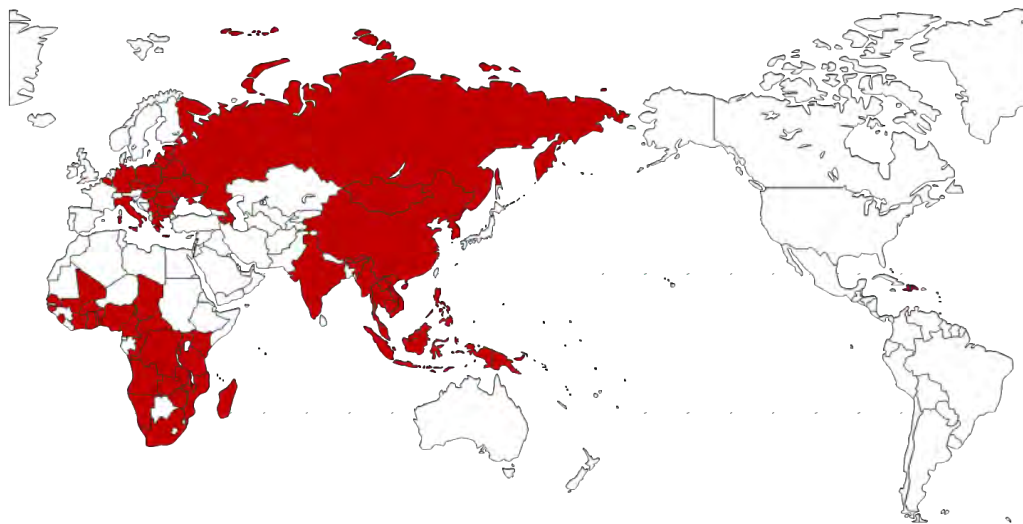
豚熱感染野生イノシシ発見地点（直近6ヵ月）




●: 陽性 ○: 陰性

# アフリカ豚熱の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、アジア16か国・地域まで感染が拡大。特に、韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大。
- 東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは、**日本、台湾のみ**。
- 既に、我が国に違法に持ち込まれた畜産物4件からアフリカ豚熱ウイルスが分離されており、国際郵便物を含めた水際対策の強化により、事前に侵入を防止することが極めて重要。
- 万が一、野生イノシシに侵入を許した場合、豚熱と異なりワクチンがないことから、農場の飼養豚については、飼養衛生管理の向上が必要であるとともに、野生イノシシについて、死体を衛生的に処理する必要。



 = 2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域

## [参考]違反の実例



中国からの旅客に持ち込まれた違法豚ソーセージ  
(**感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスを検出した事例あり**)

## (参考) 豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

	伝播性	致死率
豚熱	++	+
アフリカ豚熱	+	++

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）  
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

# アフリカ豚熱の発生に備えたこれまでの取組

## (1) 家畜伝染病予防法改正

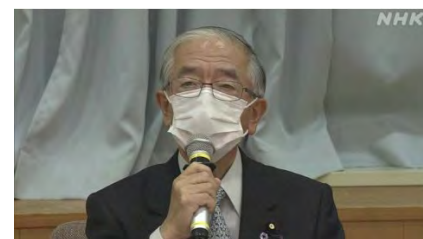
- アジアにおいてアフリカ豚熱（ASF）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっていることから、**令和2年に家畜伝染病予防法を改正**。同年4月3日に公布。  
→ **予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加したほか、野生動物における感染に対する対策の強化、家畜防疫官の権限強化、輸出入検疫に関する罰則強化等**を措置。

## (2) 水際対策の強化

- アフリカ豚熱の我が国への侵入を水際で防止するため、令和2年度末までに**検疫探知犬を140頭へ増頭**(5年間で約7.8倍)。**家畜防疫官**についても、令和3年度末に**508名体制に増員**。
- 平成31年4月から携帯品検査の対応を厳格化し、令和3年12月末までに**6件9名の逮捕事例**。
- コロナ禍においては国際郵便物の摘発が増加していることから、日本郵便と協力し、**国際郵便物に係る検査の強化**を実施。

## (3) 農家への注意喚起と飼養衛生管理の向上

- 令和3年11月24日に**農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部**を開催し、農家に対する注意喚起を行うとともに、関係者間でアフリカ豚熱対策の現状と今後の対応を確認。
- アフリカ豚熱には**有効なワクチンが存在しない**ことから、飼養衛生管理の徹底が最重要。  
飼養衛生管理水準の向上を図るため、3か月に1度、**全国の養豚農場の一斉点検を実施**。



【対策本部で挨拶する金子農林水産大臣】

## (4) 野生イノシシ対策の強化

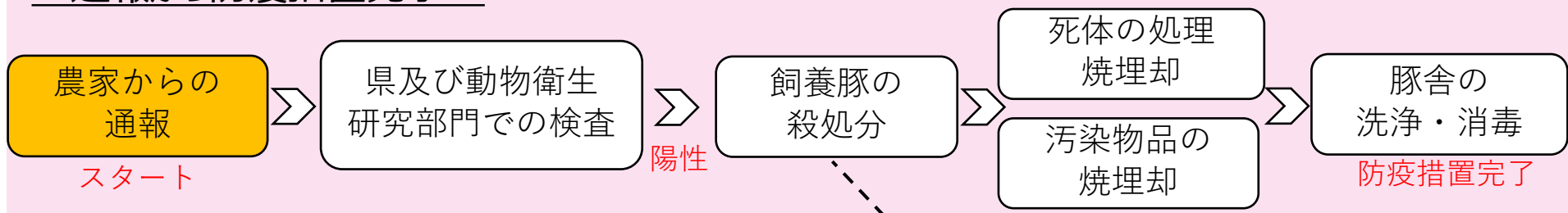
- 野生イノシシの捕獲・サーベイランスによる感染状況の早期把握が重要であることから、農林水産省職員が各県を直接訪問し、**更なるサーベイランスの実施を要請**。また、**新たな検査法の導入、検査促進に係る支援**により、検査頭数の増加を促進。
- 野生イノシシにおいてアフリカ豚熱が発生した場合を想定し、令和3年12月28日に茨城県において、つくば市協力の下、イノシシの死体の処理等の**防疫作業に関する実地演習**を実施。



【埋却作業の演習を行う農水省職員】

# アフリカ豚熱発生農家の経営再開までの基本的な流れ

## ～通報から防疫措置完了～



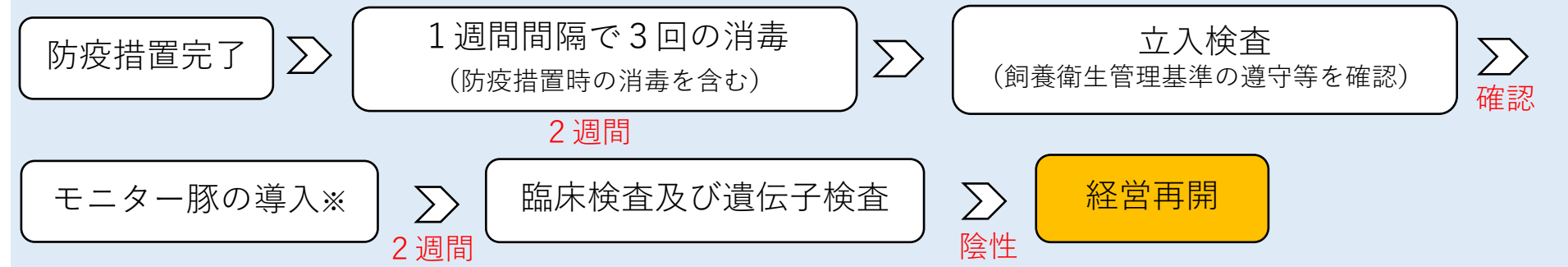
## ウイルスの浸潤状況の確認等

- ・移動制限区域内の周辺農場の検査
  - ①発生状況確認検査  
原則24時間以内に移動制限区域内の農場の臨床・遺伝子検査等を実施
  - ②清浄性確認検査  
防疫措置完了後11日経過後、移動制限区域内農場の臨床・遺伝子検査等を実施
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況の確認  
：制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認
- ・周囲の野生いのししの感染確認状況  
：発生農場の半径3km以内において死亡及び捕獲した野生イノシシについて、少なくとも22日間、抗原検査を実施

**予防的殺処分（法第17条の2）の検討**

： 予防的殺処分は、真に他の手段がない場合や、予防的殺処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合に実施。  
実施に当たっては、飼養豚や野生イノシシにおけるウイルスの浸潤状況等を考慮して、発生農場におけると殺、周辺農場の移動制限、野生イノシシ対策等では、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、発生農場又は陽性となった野生いのししが確認された地点を中心とした半径500m～3 km以内の区域の中で、予防的殺処分を実施する地域を指定。

## ～防疫措置完了から経営再開～



※導入前に制限区域が解除されている必要  
制限区域内の農場における清浄性確認検査で陰性、かつ、  
防疫措置完了後22日が経過した場合、  
全ての制限区域を解除

# アフリカ豚熱発生後の経営再開（諸外国の事例）

	発生概要	殺処分の種類	経営再開の有無	経営再開に当たってのルール
韓国	2019年9月以降、農場(21件)及び野生イノシシ(1,849件)で発生中	【飼養豚トリガー】 ・発生農場における殺処分 ・周辺農場における予防的殺処分	非公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制限解除から40日経過していること</li> <li>・農場の洗浄・消毒が完了していること</li> <li>・おとり豚導入試験(60日間)の結果、異常がないこと</li> </ul>
ドイツ	2020年9月以降、農場(4件)及び野生イノシシ(3,133件)で発生中	【飼養豚トリガー】 発生農場における殺処分 (予防的殺処分は、仕組みはあるものの、現時点では実施せず)	未再開	<p>(EU共通ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の洗浄・消毒が完了し15日間経過していること</li> <li>・再導入する動物は検査の上陰性が確認されていること</li> <li>・公的獣医官が、導入後15日以内に立入検査、30日以内に記録の確認、臨床検査、検査室検査のための採材を行うこと</li> <li>・上記の検査室検査により陰性が確認されるまでは出荷しないこと</li> </ul> <p>(ドイツ独自のルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の洗浄・消毒が完了し45日間経過していること</li> <li>・屋外飼育農場についてはおとり豚を導入し、導入後45日目に採材して検査を実施。陰性が確認されたら農場全体に再導入が可能となる。</li> </ul>
ベルギー	2018年9月から2020年3月まで野生イノシシのみで発生(833件)	【野生イノシシトリガー】 野生イノシシでの発生に伴う予防的殺処分(633km <sup>2</sup> )	再開済み (商用農場のみ再開)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生イノシシでの発生終息を受け、2020年11月に制限区域の設定が解除された後も、2021年1月までは再導入は禁止されていた(発生から2年4か月)。</li> <li>・その後、当局による立入検査を実施し、検査によりバイオセキュリティ要件の遵守が確認された農場のみ経営再開を許可。</li> </ul>